

改正案						現行					
第1条～第14条 (略)						第1条～第14条 (略)					
附則 (略)						附則 (略)					
別表(第6条、第12条関係)						別表(第6条、第12条関係)					
名称	時間区分	限度額				名称	時間区分	限度額			
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
		平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日			平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
中野区野方区民ホール	午前(午前9時～正午)	9,800円	12,300円	(略)	(略)	中野区野方区民ホール	午前(午前9時～正午)	10,300円	12,900円	(略)	(略)
	午後(午後1時～午後5時)	18,500円	24,800円	27,800円	37,200円		午後(午後1時～午後5時)	19,400円	26,000円	27,900円	37,100円
	夜間(午後6時～午後10時)	24,800円	29,700円	37,200円	(略)		夜間(午後6時～午後10時)	26,000円	31,100円	37,100円	(略)
なかの芸能小劇場	午前(午前9時～正午)	5,000円	5,800円	7,500円	8,700円	なかの芸能小劇場	午前(午前9時～正午)	5,200円	6,100円	7,100円	9,400円
	午後(午後1時～午後5時)	9,000円	12,300円	13,500円	18,500円		午後(午後1時～午後5時)	9,400円	12,900円	13,300円	18,100円
	夜間(午後6時～午後10時)	12,300円	14,200円	18,500円	21,300円		夜間(午後6時～午後10時)	12,900円	14,900円	18,100円	21,600円
備考 (略)						備考 (略)					
附則											
(施行期日)											
1 この条例は、令和6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。											
(経過措置)											
2 施行日前に中野区区民ホール及び芸能小劇場条例別表に掲げる施設(中野区野方											

区民ホールの入場料を徴収する場合の使用（平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）以外の日をいう。以下同じ。）の午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）の使用を除く。）及びなかの芸能小劇場の入場料を徴収する場合の使用（土曜日、日曜日及び休日の午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。）及び土曜日、日曜日及び休日の夜間（午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。）の使用を除く。）を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の同表（中野区野方区民ホールの項の入場料を徴収する場合に係る規定（平日の午後に係る規定を除く。）及びなかの芸能小劇場の項の入場料を徴収する場合に係る規定（土曜日、日曜日及び休日の午前及び土曜日、日曜日及び休日の夜間に係る規定を除く。）を除く。）の規定を適用した額とする。

3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。